

化学物質管理

化学物質の排出については、法令遵守はもとより、人の健康や生態系に影響を与えることを認識し、可能な限り排出抑制に取り組んでいます。

PRTR※1法への対応

2010年度の活動では、フジヤマ工場、水無瀬研究所、福井研究所において、PRTR法第1種指定化学物質の報告を行いました。報告品目及び量については、適法、適正に化学物質管理を行っています。

福井研究所では年間使用量1トン未満でPRTR法の報告

義務のない第一種指定化学物質の取扱いについて大気排出及び公共下水道への排出量削減のため2010年度にパイロットプラント棟スクラバー装置の改修を行いました。2011年度も引き続き、排出量削減の措置を講ずるよう努力していきます。

PRTR物質の取り扱い

(単位)

第1種指定化学物質番号	物質名	届出事業所取扱量	届出排出量		届出移動量	
			大気	公共水域	廃棄物含有量	公共下水道
12	アセトニトリル	6.722	0.221	0.0	2.068	0.0
63	キシレン	8.030	0.0	0.0	0.0	0.0
145	ジクロロメタン	1.048	0.018	0.0	1.029	0.0
392	ノルマルヘキサン	5.173	0.098	5.075	0.0	0.0
計		20.973	0.116	5.075	3.097	0.0
179	ダイオキシン類 単位:mg-TEQ [*] /年	10.554	0.626	0.0	9.936	0.0

※TEQ (Toxicity Equivalency Quantity:毒性等量) :

ダイオキシンの量を最も毒性の強い物質に換算した値。ダイオキシンは多くの化合物の総称であり、物質ごとに毒性が異なることから、最も毒性の強い物質に換算した値(毒性等量)であらわれます。



福井研究所



フジヤマ工場

■ 化学物質取り扱い量について

前述しましたように、当社では原薬の合成工程を有していないこともあり、PRTR法第1種指定化学物質の排出量・移動量も6.746tという水準ですが、さらに可能な限り排出抑制に取り組んでいきます。

■ PCB^{※2}の取り扱いについて

PCB廃棄物の適正管理については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」の公布施行に基づき適正に行いました。

城東工場では現在、「早期処理登録」済みの高圧コンデンサ6台を処理施設・日本環境安全事業(株)に搬入いたしました。

*日本環境安全事業(株):

PCB廃棄物の処理を行う機関で、2004年4月1日に100%政府出資により設立された。全国5カ所においてPCB廃棄物の処理を行う。大阪事業所は2006年8月より処理を開始し、2015年に処理を終了する予定である。

※1 PRTR法:

事業者自らが、使用した有害化学物質に関して、大気や水域や土壌へ排出した量や、廃棄物として事業所外に移動させた量を行政機関に届出し、行政機関がそれを集計します。毎年度のどのような化学物質が、どの発生源からどれだけ排出されているかを公表する制度です。

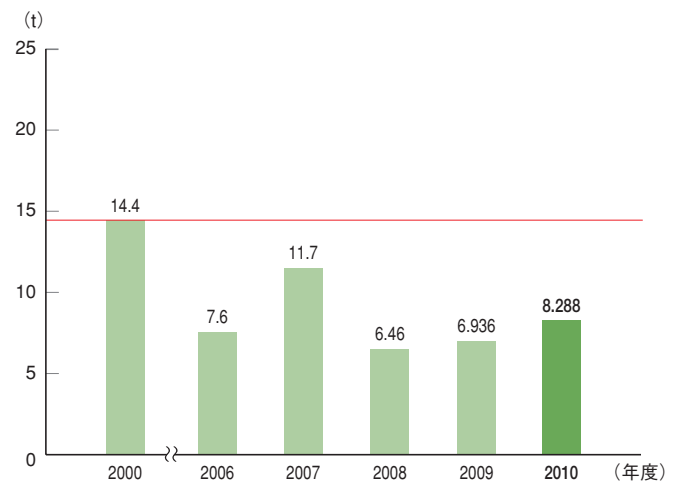
※2 PCB:

PCB(ポリ塩化ビフェニル)は、絶縁性、不燃性などの特性によりトランス、コンデンサといった電気機器をはじめ幅広い用途に使用されていましたが、昭和43年にカネミ油症事件が発生するなど、その毒性が社会問題化し、わが国では昭和47年以降その製造が行われていません。

■ 地域社会における苦情などについて

当社の工場、研究所の立地する地域社会において、2009年度は騒音、悪臭、振動などの環境に関する苦情はございませんでした。今後とも地域社会においてご迷惑をかけることのないように努力してまいります。

■ PRTR法第1種指定化学物質の排出量・移動量



水無瀬研究所